

一般社団法人キリスト教保育連盟
2024年度奨学金のご案内

～ キリスト教保育を担う保育者育成をめざし、奨学金を給付します ～

キリスト教保育連盟では、海外からキリスト教保育勉強のために来日した留学生およびキリスト教保育に共感し将来キリスト教保育施設で働くことを志しているが経済的理由で勉強が困難な学生を対象に、奨学金を給付します。是非この奨学金を利用し、勉強を継続して頂きたいと願っています。

- 受給資格者 保育者養成校に在学中の学生で、下記のいずれかの条件に該当する者
- ①在留資格を有する外国人で、原則としてキリスト者であること
 - ②キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設で働くことを志しているが経済的理由で勉強が困難な者
- ※科目等履修生は受給資格者となりません
- 給付額 1人につき 年24万円（返済の必要はありません）
- 選考方法 書類により、5人を限度として選考する
- 応募方法 別途申込書、推薦書（教会牧師または養成校宗教主事等による）に必要事項を記入の上、連盟事務局に郵送してください。申込書・推薦書は養成機関送付の書式を利用または保育連盟ホームページからダウンロードしてください。



応募締切 2024年5月31日（金）消印有効

<https://kihoren.com>

問い合わせ ご不明な点は連盟事務局にお問い合わせください TEL 03-3233-9550

一般社団法人キリスト教保育連盟 奨 学 金 規 程

第1条 名称

一般社団法人キリスト教保育連盟奨学金規程と称する。

第2条 目的

本奨学金は、将来のキリスト教保育を担う保育者を育成することを目的とする。

第3条 経過

本奨学金は、キリスト教保育連盟創立60周年記念事業として設置され、海外からキリスト教保育勉強のため来日した留学生に給付することを目的に設置された。さらに、キリスト教保育連盟が一般社団法人となったことを機会に公益性の向上をはかるため、経済的に勉強が困難な留学生以外にも対象を広げた。

第4条 対象

当連盟に加盟等の保育者養成校に入学または在学中の者とする。

第5条 受給資格

この奨学金を受ける者は、次のいずれかの条件に該当する。

- 1 在留資格を有する外国人で、原則としてキリスト者であること。
- 2 キリスト教保育に共感し、将来キリスト教保育施設で働くことを志す者で経済的理由で勉強が困難な学生。

第6条 受給者の決定

『キリスト教保育』誌等で広く公募し、理事会で決定する。

第7条 奨学金の財源

この奨学金は返済義務のない奨学金とし、第2条の目的に基づき設置された資産をもってこれに当てる。